

○事務局（坂平） 皆様、電話がつながっていますのが確認できましたので、ただいまから第４回「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」を開会いたします。

本日、全体の進行を務めさせていただきます、個人情報保護委員会事務局の坂平と申します。よろしくお願いいたします。

構成員、オブザーバーの方々には、今回も多忙の中、御出席くださり、どうもありがとうございます。

なお、コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、今回も前回と同様、電話でのオンライン会議とさせていただきます。お手数ですが、御発言の際は、御所属、お名前を名乗ってから御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、続きまして、資料につきまして御確認です。事前にメールにて議事次第と資料として「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会における実務的論点の整理に向けて」という１枚物をお送りさせていただいております。資料、お手元にそろっておりますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、早速ですが、これより議事に入ります。

議題１につきまして、議題の流れなのですが、まずは事務局より資料に基づき御説明申し上げます。その後、構成員の皆様より御意見を賜りたく存じます。その際、事務局より各構成員に順にお声がけいたしますので、御発言をお願いいたします。

いただいた御意見に対する御質問などにつきましては、後ほど質疑応答、意見交換の時間を設けて、そこでまとめて受け付けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まず「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会における実務的論点の整理に向けて」につきまして、池田企画官から御説明申し上げます。

○池田企画官 池田でございます。

資料１に基づきまして、背景事情なども含めまして御説明申し上げます。若干長い説明になりますが、御容赦いただければと思います。

この地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会につきましては、昨年の１２月以降、開催してきたところでございます。この間、新型コロナウイルス感染症対策などもございまして１回開催できませんでしたが、３回開催させていただきました。御協力ありがとうございました。

そしてまた、総務省及び全国の地方公共団体の御協力をいただき、実態調査も行うことができました。前回御説明申し上げました実態調査結果においては、個人情報の定義や取扱いの制限等に関する規定等について地方公共団体ごとに大きく異なっており、様々な規律が存在する状況となっていることが分かりました。特に平成２８年の行政機関個人情報保護法の改正によって導入されました要配慮個人情報の規律の差が大きくなっていたところでございます。

また、現状の個人情報保護条例の運用においては、自治体間での連携というのがあまり

存在していないこと、一方で、具体的な条例の運用に当たっては様々な課題が存在していて、自治体の規模に応じた違いなども把握できたところでございます。

加えまして、一部事務組合等については、条例の適用関係が明らかなでない団体が少なくとも613団体存在する状況にあるなど、いわゆる条例が不適用となっている団体の存在も把握されたところでございます。

また、先般、個人情報保護法の改正法につきまして、国会審議が行われました。その場も含めまして、条例が地方公共団体間で異なることなどについて課題であるとの御意見が当委員会へは多く寄せられているところでございますが、懇談会の中では支障事例は生じていないのではないかとといった御意見もあるなど、個人情報保護委員会と地方公共団体との方々との認識の差のようなものも把握できた状況でございます。

このような懇談会におけます意見交換の現状等を踏まえまして、本日お配りさせていただいている資料は、個人情報保護法を所管し、我が国の個人情報保護に関する基本方針を立案する役割を担っております、いわゆる三条委員会として、独立した立場から、本件を整理する際の基本的視点として取りまとめて6月24日に個人情報保護委員会として委員会決定したものになります。

お手元の資料でございますが、大きく分けまして個人情報保護法の第1条に関係します個人の権利利益の保護及び保護と利活用のバランスとして冒頭2点、その上で、条例に係る規律の調和、解釈・運用の調和とした上で、最後に体制面の課題を掲げてございます。なお、便宜的に各項目を分けておりますが、それぞれの項目は独立しているものではなく相互に関係するものである旨、付言させていただきます。

それでは、この資料に基づきまして、それぞれの項目について、その背景となる考え方も含めまして御説明申し上げます。

まず「1. 個人の権利利益の保護の必要性」の部分では、個人情報保護法は、基本法の部分と一般法の部分に分かれますが、基本法の部分は国・地方を含めまして官民間問わず対象という形になってございます。ですので、地方公共団体も含めて基本法の部分は対象に含まれているという形になっております。その上で、個人情報保護法では、第5条に「その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」と規定しております。

その観点から、その下のポツにありますように、法の許容する範囲で地方公共団体が創意工夫を行うことは望まれることであることを記載してございます。今回の懇談会におきましても、例えばですが独自に監査制度を設けているなどの好事例も伺ったところでございます。

一方で、個人情報保護法は、法の目的にもありますが、まずは個人の目線で個人の権利利益の保護の観点から考えられるべきものと考えております。その観点から、次のポツにございますが、地方公共団体ごとに個人情報保護法制が異なり、また、一部の地方公共団体を取り扱う個人情報について、個人情報保護条例の適用関係が明らかなでないといった現

状についてどう評価するかといった点があるという旨、記載してございます。

特に個人情報保護法ですが、制定されて15年超が経過してございます。この15年で社会経済環境はかなり大きく変化をしてございます。また、現在では国際的にも個人情報保護法制が存在するのが当たり前という状況になっておりまして、国際間での制度を調和していくことが重要というような議論になりつつある中でございます。そのような中で、改めて法第5条が規定します地方公共団体の責務についてどう考えるかという論点があるというものでございます。

続きまして、「2. 官民通じた保護と利活用の適切なバランス」では、まず地方公共団体のパーソナルデータに係る利活用の期待は高いこと、こちらにつきましては釈迦に説法の面もございますが、当委員会に寄せられました3年ごと見直しの検討の過程でも、地方公共団体の保有する悉皆性の高い情報が医療ですとか交通、学術分野等のデータの利活用に不可欠などの意見もいただいているところでございます。

また、その下のポツでございます。個人情報の保護と利活用は、車の両輪と書かせていただいております。こちら個人情報保護法の目的にもございますが、個人情報の利活用を進める上で一定の保護水準を確保することは大前提でございます。法令に基づく適切な保護が行われてこそ個人が安心した形で個人情報の利活用となる、いわば車の両輪の関係にあるということを記載させていただいております。

その下でございます。利活用側として、主として想定される民間側の法制とも整合的である必要と書かせていただいております。この点、現行の個人情報保護法制上、国の法制と地方の条例との調整メカニズムという観点から課題があるのではないかと。こういった状況下で属性の異なる取扱い主体をまたいだ個人情報の利活用には論点や支障などがあるのではないかとというように考えているところでございます。

続きまして、「3. 個人情報保護条例の規律の調和」についてでございます。まず、こちら、第1回の懇談会でも御説明を申し上げたところですが、地方公共団体の個人情報保護制度については、当初、先駆的団体によって国に先んじて導入された経緯や、現在、個人情報保護条例が存在するといった事実を踏まえた議論が必要であるといった旨を記載させていただいております。

一方で、個人の権利利益の保護という観点から見たときに、ナショナルミニマムの実現という視点も重要と書かせていただいております。今回の懇談会で行った調査などで、一部事務組合等ではそもそも条例の適用がない団体が存在するといった事実が分かりました。また、平成27年の個人情報保護法改正、そして、平成28年の行政機関個人情報保護法改正によって導入された規律については、その導入状況が非常に様々な状況になっているという状況でございます。

一方で、外国などでは公的部門も含めて共通の個人情報保護制度を定めている例も多く存在している状況でございます。個人の権利利益の保護という観点から見た場合、そのナショナルミニマムを個人目線で整備するという目的を実現する上で、地方公共団体が保有

する個人情報保護制度について、条例で定めることが必ずしも自明の選択肢というものではないのではないかとこの視点から導き出せると考えられるのではないかと考えております。

その下でございます。3つ目のボツでございます。民間部門と規律の差異を設ける必要性が低く、公益的に見てもデータの流通に対するニーズが高い分野（医療・学術）の取扱いも論点であることを記載させていただいてございます。この点は先ほど申し上げた当委員会が行った3年ごと見直しなどで寄せられている意見等を見ても特にニーズが多い分野と認識をしているところでございます。

続きまして、「4. 個人情報保護条例の解釈・運用の調和」でございます。まず、団体間でもデータ連携などにおいて課題と指摘する意見が事例ベースで多く存在と記載させていただいてございます。この点については、懇談会の御議論の中で支障事例があるか調査すべき、支障が生じていないのではないかとといった御趣旨の御意見もいただいたところでございます。個々の地方公共団体の方々と委員会との間での認識の差が見られたところでございます。

この点につきまして、委員会のほうで一般に2,000個問題などとして指摘される事象について調べたところ、例えば地方公共団体間ですとか地方公共団体と民間間でのデータ連携、具体例を挙げますと地域医療連携ですとか介護連携、児童虐待に係る情報連携ですとか産学官の学術連携、または同種のデータを複数の機関で提供する場合に、その地方公共団体間でのルールが異なる点、これは災害時における情報提供ですとか防災カメラの活用時のお話。あとは地方公共団体向けに事業者が提供しているクラウドサービスにおける個人情報保護についての意見が多かったというように認識をしているところでございます。

この我々委員会側と個々の地方公共団体様の認識の差につきまして、我々の認識といたしましては、地方公共団体のほうから見ると多くの場合で個々の地方公共団体と本人や事業者との関係の1対1関係に収れんされる場合が多いのではないかなと考えてございまして、その観点で申しますと、問題が顕在化されにくい構造にあるのではないかと考えてございます。

一方で、国に対しては、総合的な調和が取れていないことについて、総合調整機能の欠如として指摘されることが多いことが要素としてあるのではないかなと考えてございます。この認識の差が物語るように、必ずしも個々の団体レベルでは課題認識されていない事象であっても、国全体としては問題と認識されるような領域が存在するようになってきているのではないかと認識しております。その観点から、国全体として一体性のある個人情報保護の視点というのをも併せて求められるようになっているのではないかと考えているところでございます。

その上で、現行の個人情報保護法上、国と地方の役割分担や連携の在り方が必ずしも明確でないと記載させていただいてございます。この点、地方公共団体等への支援というのを個人情報保護法第8条で規定し、国や地方公共団体の協力を第14条に規定しております

が、こういったものについて、必ずしも具体性とか明確性という点で考慮すべき点があるのではないかといった観点から書かせていただいております。

この点ですが、例えば今回のいわゆるコロナ事案において、感染者情報の取扱いやその公表等、配慮を要する個人情報の取扱いについて、国、地方公共団体、民間事業者が相互に協議を行うことを要するような局面もございました。そのような場合に、その調整役が明確でなかったことについて、当委員会といたしましては、こういった事案に限定された論点として捉えられるべきでなく、反省点として今後に生かすべきでないかなと考えているところでございます。

続きまして、「５．地方公共団体の体制面の課題への対応」でございます。ここでは個人情報保護条例の運用体制が団体の規模によって大きく異なっている実態。特に小規模団体では、個人情報保護条例の運用に苦慮している団体が存在することを記載させていただいております。

今回開催させていただいた懇談会の中で、一部の都道府県など大規模団体においては個人情報保護条例について、例えば自らコンメンタールを整備する団体も存在し、そしてまた専門性を有した職員もしっかり配置いただくなど適切に運用する体制を整えられている団体も多く存在していたところでございます。

一方で、町村などの小規模団体の多くは職員数が限られ、専門性を有する職員の配置が困難ではないかという状況が見えてきました。個人情報保護条例の担当職員はもとより、その個人情報を実際に現場で取り扱う職員においても、個人情報保護条例の運用に苦慮している面が否定できないのではないかと考えてございます。

この点について、今回行いました実態調査においても現状の制度運用における課題として独自に条例を解釈することが困難であることを挙げた団体が半数以上となっております。

資料の説明は以上でございます。なお、この資料は、個人情報保護法を所管しておりまして、個人の権利利益等の観点から、個人情報保護委員会として取りまとめたものでございます。地方公共団体におかれましては、地方自治等の異なる観点も当然存在しているものと考えております。そのため、本日の懇談会の中では地方公共団体の方々から実務に立脚した論点提起をいただき、それを踏まえまして今後本件に関心を持たれている様々な立場の多くの方々に御認識いただいて、今後の様々な場における幅広い検討に寄与したいというように考えている次第でございます。

資料の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（坂平） どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、構成員の皆様より御意見を賜りたいと思います。

まずは東京都様からお願いいたします。

○猪俣構成員 東京都の情報公開課の猪俣です。よろしくお願いいたします。

実務的論点の整理ということで頂戴しているのですけれども、私どもといたしましては、前回のときにも申し上げましたように、ある程度は具体的なものも持っておりますし、制度を運用していくという中で御意見をいただいたりしているので、今の御説明の中で一例を挙げるとするならば2,000個問題などについては事業者のほうからニーズ的なものもあるということなのですが、あまりそういうことで実態として受けているということがなく、その辺りはどこまでまとめられているのかという点について教えていただきたいと思えます。

それから、地域ごとに個人情報保護条例が定められていて、個人情報の保護のレベルで異なるというのが事実だと思うのですけれども、それについて申し上げます、そういったものを教えていただきながら考えさせていただきたいということで、今回、議論をする場ということではないのかもしれませんが、そういった形のものでお互いの理解が足りなかった部分、そういったものを示していただいた中でまた考えていくべきところは考えていきたいと、そのように認識しております。

○事務局（坂平）　ありがとうございます。

それでは、続きまして神奈川県様、お願いします。

○加治構成員　神奈川県の情報公開広聴課長の加治と申します。よろしくお願いいたします。

論点整理、お疲れさまでした。神奈川県のほうといたしましては、県の条例を現在、運用している状況において、特に支障事例とか何か大きな課題があるというようには認識してはございません。

今回の論点の整理なのですけれども、事務局さんのほうで実態調査に基づいてこういった地域間の差があるということを取りまとめられたかと思うのですが、それは全体の状況を事務局さんのほうで俯瞰して論点を追記されたということで、それについては県のほうで特に何か申し上げるようなことはないのかなというように考えております。

1点だけ御質問したいことがあるのですが、論点整理の「2. 官民通じた保護と利活用の適切なバランス」の中で、1つ目のポツなのですけれども、地方公共団体のパーソナルデータに係る利活用の期待は高いという記述があるのですが、これについては具体的な裏づけというかバックデータのようなものはあるのでしょうか。実感としては、県に対してこのような利活用の要望ですとかというのはあまり聞いたことがないので、その辺の何か具体の事例みたいなものがあればお聞きします。

以上です。

○事務局（坂平）　ありがとうございました。

○池田企画官　では、個人情報保護委員会からお答えいたします。

まさにパーソナルデータに係る利活用への期待というのは我々のほうにはかなり多く寄せられておりまして、先ほど申し上げました3年ごと見直しでの検討においても具体的な期待が寄せられております。

ここでいうパーソナルデータに係る活用というのは必ずしも個人情報保護法なり個人情報保護条例でいう個人情報のみではございません。例えば個人情報保護法でいうところの匿名加工をしたり、行政機関個人情報保護法でいうと非識別加工情報ですとか、または個人情報を個人情報でなくしてしまつて非個人情報化した上でビッグデータ化して世に出すようなものも含めて考えてございます。要は自治体が保有している個人情報なり個人に関連する情報を様々な形で活用し、それを出していくことに対する期待は高いというように認識をしているところでございます。その中で寄せられた御意見の分野としては、例えば医療ですとか交通とか学術といった分野というのは我々が聞いている中でもそういったお話というのは寄せられているところと認識しています。

以上でございます。

○事務局（坂平）　ありがとうございます。

○加治構成員　神奈川県です。ありがとうございました。

○事務局（坂平）　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、山梨県様、お願いいたします。

○保坂構成員　山梨県の保坂です。

意見なのですけれども、パーソナルデータに係る利活用の期待が高いと先ほどのお話がありました。時代の要請としては、そういうことがきつとあるということも分かります。一方、各地方公共団体の条例というものについては、非識別加工情報に関する規定を条例で定めているところもありますし、本県は非識別加工情報に関する規定はまだございません。そういうこともありながらなので、パーソナルデータの利活用、それから、もともとの個人情報の保護という第一の目的、そこをどういふようにバランスを取るかとここに書いてあるのですけれども、そこら辺は十分、各地方公共団体の意見を聞きながら進めていくべきではないかなというのが1点。

それから、このペーパーの3番の3つ目のポツのところで、「民間部門との規律の差異を設ける必要性が低く」と書かれているのですけれども、民間部門が持っているものと、それから、公共機関、いわゆる自治体が持っている個人情報というのは、そこはまたちょっと違うようなものがあるのではないかなと、私としてはそういうように認識をしております。

以上でございます。

○事務局（坂平）　どうもありがとうございました。

それでは、神戸市様、お願いいたします。

○古結構成員　神戸市の古結です。

先ほど来から御指摘されている内容と同じ形になるかと思っておりますけれども、やはり利活用の問題なのですが、民間側での利活用の需要といいますのがあまり肌で感じてこないというのが実情です。それと自治体の中における運用ということになれば特に支障はないということで認識しておるのですが、先ほど御説明のあったような全国レベルで見たとき

にということになれば、多少の支障なりがあるものと認識をしております。

非識別加工情報について、国の法制と条例との調整メカニズムが十分に機能していないのではないかとといった御指摘をされておられましたけれども、もともと平成29年当時、内閣府の規制改革推進会議において、条例によるものではなく立法構造による解決の可能性を検討することとの御指摘がなされたわけですが、それを踏まえて恐らく各地方公共団体においては、国の検討の推移を見守るといいますか、注視しているような現状にあるのではないかなというように思っております。

そういったことで、ニーズについて、あまり感じてこない部分がありますので、その辺り、国のほうでいろいろとお聞きされているということについて具体的なものをお教えいただければありがたいというように思っております。

以上でございます。

○事務局（坂平） どうもありがとうございました。

それでは、和泉市様、お願いいたします。

○土本構成員 和泉市総務部長、土本でございます。

私のほうは少し観点を変えまして、ちょっと苦言も含めて事務局さんにお伝えしたいことがございます。

まず、資料なのですけれども、今回、私の手元に事務局さんから届いたのが今朝の9時25分でございます、なかなかそういったところに関しての準備といいたししょうか、その辺り、またきちんとやっていただければなというようなところを冒頭にお伝えいたします。

それから、この懇談会の位置づけにつきましてでございますけれども、私、この懇談会に参加させていただくに当たりまして、地方公共団体の実務担当者からの運用上の実態、課題を聴取し、意見させていただきまして、その意見を踏まえて整理いただくのかなと思っておりました。その結果が本日のペーパーかもしれないですが、若干私の中で受け止め方に違和感がございます。

私、この会議で御報告させていただいたところが第1回懇談会の資料5に基づいて御意見させていただいて、実は今日の資料がその資料5に応じて各団体の意見はこうだったよというようなところのものが出てくるのかなと思っておりましたけれども、事務局さんの整理というような形で、それらも踏まえながらではありますが、事務局さんの意見がメインで上がってきているというようなところに関して、少し違和感を覚えております。

ですので、その辺り、この懇談会の位置づけといいたししょうか、それと今回出てきたこの資料ですとか、それと今朝になったの資料の差し替えというようなところに関しまして、少し意見と苦言をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○事務局（坂平） ありがとうございました。

それでは、続きまして、五霞町様、お願いいたします。

○矢島構成員 茨城県五霞町の町民税務課、矢島といいます。

まず「2. 官民通じた保護と利活用の適切なバランス」のところの1つ目のポツになりますが、地方公共団体のパーソナルデータに係る利活用の期待は高いということで、現場的には、例えば国民健康保険や後期高齢者医療、それに特定健診や健康診査のデータ、その活用、いかに使ってより医療費を抑えていくかとか、そういった部分というのはやはりニーズが高く、これはどこの自治体でも同じ悩みとして抱えているからというところできくと、実務的には、ここはそのとおりかなというように思います。

その下の2つ目のポツですが、個人情報の保護と利活用は、車の両輪というところは、まさにそのとおりで、保護だけではやはり利便性は図れないというところの中で、きちんと守るところと、そして、活用して便利になっていくところ、そこがやはりかみ合っていくような形で考えていかななくてはいけないというように思っています。

5番目の地方公共団体の体制面の課題への対応ということで、ここに1つ目、2つ目のポツでまとめていただいたところですが、やはりこの4月の人事異動によりまして個人情報保護の担当だった者が異動になった。違う者が来ましたが、ここで4月、5月、6月なんかは非常に実際の運用に苦慮しているというのが現場の意見でございます。

特に、では、今回、10万円の特別定額給付金で実務に追われるわけですが、その個人情報の取扱いはどうだったかというところ、ここはうちみたいな小規模自治体も含め全国でもいろいろ対応に大変だったのではないかなというように思います。そういった意味の中でいくと、やはり統一的、標準的なというものは必要になってくるのではないかなというように思います。

以上です。

○事務局（坂平） どうもありがとうございます。

では、那賀町様、お願いいたします。

○葛木構成員 徳島県那賀町の葛木です。よろしくお願いします。

まだまだ勉強不足だったところがあってお伝えできるかどうか分からないのですが、私、個人的な感想としましては、個人情報、特定個人情報がちょっとまだ区別ができていないところがあるかなというところ、パーソナルデータの利活用についても区別が難しいところがあるのではないかなと。ここら辺はもう少し勉強しなければいけないというところは感じております。

あと5番、先ほど五霞町さんからも言われておったのですが、小規模団体での運用、人員不足というところがやはり一番の課題となっておるところ、課題があるのかなというところ、そこら辺は制度としてももう少し分かりやすくしていただけたらありがたいのではないかなと感じております。

以上です。

○事務局（坂平） どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、全国知事会様、お願いいたします。

○全国知事会 すみません、全国知事会でございます。

私のほうからは、今日出てきたこの資料についてでございますけれども、これまで懇談会におきましては過去3回開催されておりますが、構成団体からの制度の運用状況の発表と実態調査結果の概要というのが行われたところでありまして、実務的論点についてはこれから本格的に議論が行われるものと考えていたところでございます。

今般、事務局のほうからは意見交換は今回限りというように聞いておりまして、議論が深まらないまま実務的論点として個人情報保護制度の見直しに関する検討会へ報告されるということに懸念をしているところでございます。事務局のほうからは、懇談会として何らかの取りまとめを行うことは想定していないというように聞いておりますけれども、実務的論点はあくまでも個人情報保護委員会が整理したものでありまして、懇談会の議論の結果として取りまとめたものではないということを確認させていただきたいと思います。

それと資料について1点申し上げたいと思いますけれども、5の2つ目のポツでございます。特に、小規模団体には、個人情報保護条例の運用に苦慮している団体が存在というようにございますけれども、先ほど事務局のほうからも説明がございましたように、一方で、しっかり運用している団体も存在しているということについて併記していただきたいというように思います。殊さら、特にと強調する必要はないというように考えます。

いずれにいたしましても、地方公共団体における個人情報保護制度の見直しは地方自治、地方分権との関係において議論となる部分もありますので、慎重な検討をぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○事務局（坂平）　ありがとうございました。

それでは、全国市長会様、お願いいたします。

○全国市長会　全国市長会です。

私のほうも、この資料の内容といいますか、資料については事務局が作成されたものという扱いですので、私からは検討の進め方について1点、述べさせていただきたいと思います。

事務局のほうから今回、懇談会の議論は今日限りだと、今後、制度的な在り方については別の場において必要に応じて引き続き議論を行っていくことにされているのですが、結論から申し上げますと、当懇談会の設置目的、また、取りまとめはしない、さらに言うと具体的な議論は基本的には行われていないのではないかとということから、検討会のワーキンググループ的な扱いでこの懇談会を説明などされないようにしていただきたい、これを強く最初に申し上げたいと思います。

当懇談会につきましては、何か意見を取りまとめるものではないということ、それから、当懇談会の意見交換が、地方公共団体の参加をいただいているけれども、これが地方全体の意見と受け止められないようにしていただきたい。さらに、事務局から出ている資料というのが結果、懇談会としてまとめたもの、もしくは了承されたものということにならないようにしていただきたいと思います。

各地方公共団体、個人情報保護制度の在り方については様々な御意見があります。議論すること自体は反対しませんが、適切なプロセスを踏んで慎重に進めていただきたいと思います。

以上です。

○事務局（坂平）　ありがとうございました。

それでは、全国町村会様、お願いいたします。

○全国町村会　全国町村会でございます。

知事会、全国市長会と同じ趣旨の意見ということにはなりますけれども、こちらの懇談会では意見交換の場という前提で構成団体のヒアリングでは様々な有益なお話を頂戴しております。しかしながら、こちらの実務的論点の整理に向けてといった趣旨の議論は実際にはなされていないというように認識をしております。

そのような中で、こちらの論点整理ではあたかも懇談会での議論に基づいて一定の方向性が記載されているように受け取れる点はなかなか承服できないというように申し上げておきたいと思います。今回提出された資料をベースにしたものが今後、個人情報保護制度の見直しに関する検討会等に提出されるということになりますと、今、申し上げましたような誤解を招きかねないというように思われますので、今後の整理も含めまして慎重な取扱いをお願いしたいと思います。

以上です。

○事務局（坂平）　どうもありがとうございました。

それでは、ただいま構成員の皆様から御意見等伺いましたので、これより質疑応答、意見交換に入らせていただきます。

まずオブザーバーで参加されていますが、IT室様、何か御発言ありますでしょうか。

○IT総合戦略室　IT室からは特段ございません。以上です。

○事務局（坂平）　ありがとうございます。

それでは、総務省様、いかがでしょうか。

○総務省　総務省の神門でございます。

オブザーバーとして参加させていただきますが、各自治体の皆様、それから、3団体の皆様から御意見がございました。その辺りを十分にお含みおきをいただいて御対応いただきたいと強く思っております。

○事務局（坂平）　ありがとうございます。

では、皆様から引き続いて御質問などありましたらお願いいたします。

お願いします。

○佐脇審議官　個人情報保護委員会事務局の佐脇でございます。

本日はお忙しい中、こういうイレギュラーな形で御対応いただきまして、ありがとうございます。また、準備の過程で複数の異なる資料を見ていただくということになってしまったことにつきましては、運営の不手際もございまして、この場でお詫び申し上げたいと

思います。

あと予定時刻といたしましては1時間15分ございます。これまでいろいろ御発言がありました中にも第1回以降の各自治体等から御発表があったものについて、この論点の中にもどう反映されているのかという御指摘がございましたが、当然ながら、その御発言そのものは既に公表してございますし、私どもも様々なところで懇談会の成果として御発表するときには、そういったことも含めて全体としての御説明になろうかと思いますが、本日の委員会決定資料を配付しました趣旨は、それに敷衍する形でもう少し政策論に引き継いだ議論をする時間帯を2時間弱設けることも懇談会の進める1コマとしては必要ではないかという観点から、委員会名の資料を提示いたしまして、それに関する御議論をいただければという趣旨で提示したものでございますので、これが懇談会で行われた議論の全てであるというように報告するつもりもございません。また、これに向けてさらに引き続き懇談会として取りまとめを目指すという報告をするつもりもございません。その点につきましては誤解なきようお願い申し上げます。

こういった形の議論の機会を設けるというパターンが確かにこの種の懇談会が通常想定するプロセスに照らしますと非常に異様な感じがされるというのは事実かと思うので、そこは申し訳ございませんけれども、いろいろなレベルでの意見交換の機会が必要かなと思いましたので、今回につきましてはこういった次元での議論を試みることも必要ではないかという趣旨で委員会の資料を提示し、忌憚ない御意見をいただきたいということでございました。

それにつきまして、いただいた御意見の中からもなるほどと思いましたが、やはりこういったニーズがあるかということについては必ずしも現場の実務をやっている皆様方の心に刺さる形では日々届いていないのだなということが改めて分かりました。もちろん、この懇談会に御参加いただける方々はごく一部の方でございまして、いわゆる制度的には代表性を期待して参加いただいているつもりもないものですから、1つの例にすぎないとは思いますが、とはいえ、これだけ幅広く、かつバラエティーに富んだ方々が来られておりますので、恐らくは全国の様々な自治体の現状というものもこんなものなのだろうなというように思いますし、これにつきましては、ある意味、直感的に利活用の必要性を主張される向きも多くございますので、こういった現状については真摯にお伝えする必要はあるかなというように改めて思っているわけでございます。

他方、一部自治体の方々は、コメントがございましたけれども、仮に全国的な俯瞰的な立場あるいは多くの自治体には関係ないが、幾つかの複数の自治体に関係するような、そういった日々の実務では見えない課題があるのかもしれない、その場合にはどう対応するかという課題について、その課題の存在を認めるような御発言があった自治体も僅かではありましたが、いらっしゃいました。したがって、そういった問題について考える場合には、恐らくこの懇談会で想定した実務的な論点ということではなく、ある意味、より広い立場から見た場合の課題に対し、各自治体の皆様方の実務の現場はそれをど

う受け止めて、どういう解決策を模索するのかどうなのかということが次のステップとしてあるのかなというようにも思いました。

そこで、もし可能であれば、仮にこういう全国レベルで議論しないといけない、その実需が実は自分たちは分からないけれども、どこかにあるということが仮に正しい場合には、そうだとすると制度を運用する立場から、これだけはいえられないとか、この部分は幾ら全国的に平準化させないと言われてもこだわらなければいけない、それは自治体運営上の肝である、そういった譲れない点のようなものが把握できたならば、この懇談会にお集まりいただいた方々の知恵として今後制度的な課題を議論する場においてもしっかり伝えないといけないなど、そのようにも思っているわけですが、これまでの御発言ですと少しそういうようなところまで踏み込んだ検討にももう少し時間がかかるなというような御発言が多かったと思います。まだ1時間もあるものですから、もし今、申し上げたような観点でお気づきの点がございましたら、どんなことでも構いませんので、この後の意見交換の中で御示唆いただけますと、実態を必ずしもよく分からない方々も今後、言葉を選ばずに言えば議論に参画しながら様々な制度的な論点あるいは制度設計についての議論を進めていくことになると思います。せっかくの機会でございますので、バランスの取れたそういった実態をある意味、そういった方々にも知らせる観点から、残された時間でそういった御発言がありますと非常にありがたいなと思ってございます。

以上でございます。

○事務局（坂平）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの観点も含めて御意見、御質問など意見交換させていただければと思いますので、御発言がありましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

ありがとうございます。特にそのほか御意見がないようですので、議題1につきまして以上といたします。なお、今回、事務局より御説明を申し上げました資料につきまして、懇談会終了後に公表をさせていただきたく思います。

よろしいでしょうか。

○総務省　総務省、神門です。

公表されるという点につきまして、知事会さんだったかと思いますが、懇談会の議論の結果として取りまとめたものではないということを確認したいという御質問があったような気がいたしたのですが、これは何をどうされるもので、どういう趣旨で公表されるということなのでしょう。

○佐脇審議官　当然、これだけが懇談会の成果ではありませんし、これまでのものを含めて全て懇談会で行われた結果は公表しておりますし、あたかもこれだけが集約されたものだという説明をするのは間違いだというように事務局としても正確に理解しておりますので御心配に及ばないと思います。かつ、外に出すときにも、当然そういった前提で全体を御説明するということになろうかと思います。今後、恐らくいろいろな場で、懇談会をやっていること自体はよく広く知られておりますので、その説明をする際にはそういった説

明をしていくことになるかと思います。

○総務省 その点、この電話会議でのやり取りをしていることもあると思いますが、なかなか意思疎通が十分でない、今回のメンバーの方々とも図れていない気がしています。ぜひ使われるときには、やはり今、構成員であられる方々に対してこういうように使いますよということの御了承をいただくようにしていただいたほうがいいかと思いますが、メンバーの皆様を含めていかがでしょうか。

○佐脇審議官 今、御了承いただいているつもりでありますけれども、懇談会でこのペーパーをベースに限られた時間の中で意見交換をしたというのは事実でございますので、事実を説明するという自体は懇談会の運用上の通常のやり方として、当然、私どももそういうものだと思っておりますし、その点についてあまり懇談会のメンバーの方々に誤解はないかと思いますが、誤解がある場合には言っていただければさらに御説明させていただきます。

○全国知事会 すみません、神門室長が今、言われていることももっともだと思ひまして、先ほど私どももそこについては非常に懸念していると発言させていただいておりますので、どういう形で出されるのかということについてはメンバーのほうにも事前にしっかり御連絡をいただいて、その後に公表という形をとっていただきたいと思います。

以上です。

○佐脇審議官 既にこの資料自体は委員会の資料として公表済みのものでございまして、改めてこれ自体を何か特別な決定をしたものとして公表する予定もともとございませんが、御懸念があるようでありましたら、どのような形式で表示するのかといった類いのことについては、十分に情報提供しながら、場合によっては御意見を伺いたいと思います。

○青山総務課長 個人情報保護委員会の青山です。

事務局から最初に説明しましたように、今回お配りした資料はあくまでも個情委として出したものでありまして、懇談会としてまとめるものではないということに尽きるかと思っております。

○佐脇審議官 もう一点申し上げますけれども、本日いただいた御意見は貴重な御意見ですし、この懇談会に提示した委員会の資料があたかも了承されたというように受け止められてしまうのも私どもの本意でございませぬので、むしろいろいろな御意見があり、あるいはどういった場でさらにどう議論すべきかという観点からの御意見もあったということは必要に応じ正しく関係者と共有すべきというような基本的な考え方を持っておりますので、その点についても御異論はないものかと思っております。

○全国市長会 全国市長会です。よろしいでしょうか。

○事務局（坂平） はい。お願いします。

○全国市長会 今、青山課長のほうからも話があったのですが、先ほど、当懇談会で取りまとめたものではない、了承されたものとならないようにしてほしいという趣旨の発言を

させてもらったのですが、懸念するのは、これが懇談会の資料として出た時点で、見る人から見ると、今、言ったような懸念が生じるのではないかという不安を持っているのですが、その辺はどのようにお考えかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

○佐脇審議官 正確に理解が浸透するように努力を重ねるのみかと思います。

○青山総務課長 議事録にはそうはつきり書きますし、今後出すときにもその旨、記載するなりやり方はあると思います。どちらにしても、これが懇談会で合意を得られたものと誤解されないようにしていきたいと思います。

○佐脇参事官 補足しますと、もとより私どもは懇談会で何か結論を出すために設置するともどこにも説明をしておりませんですし、いろいろな観点からの御意見をいただき、事実を確認し、次なる検討に資するような何らかの材料の整理ができればというように思っているだけでございます。

さらに申し上げますと、初回にメンバーの方から、本件についてはレポートのようなものをつくるのかという御質問がございました。そのときに私は、皆様方の御意向にもよりますし、場合によっては遠い遠い将来、そういったことがあるかもしれないけれども、現時点では未定であるというように答えたように記憶してございます。そこにつきましては全く変わってございませぬし、そういうものとしてこれまでも説明をしてきているつもりでございしますが、ただ、実際、いろいろなお立場から御懸念があるということについては承りましたので、それは十分頭に刻みたいと思います。

あと1時間ございますので、もしその点以外について、できれば今、一旦締めましたけれども、もし皆さんのお時間があるようでしたら、むしろこの中身についても御意見いただけると、さらに私どもが例えばこの項目については非常に批判的な意見が多いとか、そういったことも対外的に説明する上で非常に意味があることかと思えます。

何故こんなことを申し上げているかと申しますと、私どもが説明する相手の方々の多くは本件の検討を進めても問題がないとおっしゃっている方が多いからでございします。皆様方が実需はないとおっしゃるのと同様に、これを進めていっても問題がないとおっしゃる方があまりに多いものですから、私どもはある種、挟まれて苦労している、困っているというのも正直なところでございまして、その辺りの認識のレベルをまずそろえるところからやらなければいけないのですが、あまりに議論が煮詰まっていけないものですからいろいろな工夫をさせていただいているというのが正直なところでございます。

ある種、話し過ぎたところがございますけれども、せっかくでございしますので、こちら側の実情を申し上げてみたところでございします。こういったものの進め方についてはいろいろなやり方があるわけでございますが、今回はこういったやり方でやらせていただいているということです。

○総務省 総務省、神門でございします。

この実務的論点の整理に向けてというペーパーで各自治体の反対される御意見はないのかもしれませんが、懇談会で出た意見というもの、本日出た意見というものは取りまとめ

を行わないものでしょうか。何を言いたいかと申し上げると、この意見は今日いただいて、また後ほどでも意見が言えるとか、あるいは意見の取りまとめ内容について、今日のメンバーの皆様にご確認いただくとか、そういった整理が必要かと思います。お互いに誤解が生じないように、そごが生じないように、仮にそういう意見を取りまとめるということがあるのであれば、そうしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（坂平） 議事録として取りまとめさせていただきたいと思います。

○総務省 ありがとうございます。

議事録として各メンバーの方々に御確認いただきたいと思います。先ほど申し上げたように十分に整理ができていないとおっしゃった方もいらっしゃるのので、追加意見があれば受けられた上で議事録をこれからまとめられたほうがよいのではないかと感じました。

○佐脇審議官 個別の自治体の方と確認の上、必要な範囲で対応いたしたいと思います。参加の自治体の方々に御連絡さしあげます。

○矢島構成員 よろしいですか。茨城県五霞町の矢島です。

○事務局（坂平） お願いします。

○矢島構成員 聞き漏らしてしまったかもしれないのですが、ちょっと2つだけ確認をさせていただきます。

まず「5. 地方公共団体の体制面の課題への対応」ということで、課題が出ています。では、これを今後どうやっていくかというのはどのようにやっていくのかなというのが一つ。

もう一つは「2. 官民通じた保護と利活用の適切なバランス」の中で、パーソナルデータ、非識別加工情報のところが出てきたかと思うのですが、この検討は、では、どこがどういうようにやるのかなというところが気になることです。もしかしたら聞き取れなかった部分とかがあって聞き漏らしてしまったかもしれないのですが、この2点について教えていただければと思います。

○佐脇審議官 事務局からお答えいたしますけれども、それは特段何かアイデアがあるわけではございませんし、何か皆さんと相談して決めたものを実現する準備があるわけでもございません。むしろ何か御意見がございましたらおっしゃっていただければと思います。

○矢島構成員 茨城県五霞町の矢島です。

では、その部分については、個人情報保護委員会としては、まだどういうようにしていくかというのではないということですか。

○佐脇審議官 少し分かりにくい議論をお願いしているようなことは重々承知しておりますけれども、この論点が論点になるかどうかということについても議論したかったものですから、御異論があれば御異論をいただければと思いますし、まだ論点として共有できているわけでもないとするれば、先んじてどう解決するかという議論をしてもしょうがないということかと思いましたのでこういったものになっているわけでございまして、これまで例えば非識別加工につきましては過去に議論があったことは承知してございますが、それ

がベストだということを前提にしようとも思っておりません。また、その点も含めていろいろな議論をしていけばいいのではないかなという理解の下、ここに書きましたような話は私ども個人情報保護委員会としては把握しているわけですが、そこについて御異論があれば御異論いただければと思います。現にあまりそういうニーズは聞かないというお話は貴重なお話として承っております。

当然、こういった課題を解決すべきということになった暁には、過去行われた様々な検討も含め、責任を持って個人情報保護委員会としても可能な範囲での貢献はしていきたいというように思いますが、それはその上でどう対応するかということになろうかと思えます。その際にはあまり現場においてもしっかり意味のある御対応ができるようなものへと仕上げていくためのどのような場でどういう形で検討するかということも含めて整理していかなければいけないものだというように認識しております。それ以上でもそれ以下でもございません。

○矢島構成員 茨城県五霞町の矢島です。

ありがとうございます。では、要望としてなのですが、今後、このような課題とかを進めていくといったときに、やはり現場の意見を聞いていただければと思います。例えば個人情報保護担当のところで調査して、調査を受けて回答できるものもあれば、では、現場のニーズとしてはどうなのか、現場としてどう困っているのかというところをやはり吸い上げて、そこから改善をしていきたいなというように思っています。ですので、形だけではなく、本当に実務として課題の改善をされていくような、そして、今、進まないものが進んでいくような、そんな取組を一緒にしていければいいと思います。

以上です。

○佐脇審議官 個人情報保護委員会でございます。

ありがとうございます。おっしゃることは非常によく分かります。他方、今回の御議論でも改めて様々な自治体から御表明されましたとおり、必ずしも日常の取扱いの中で課題だと認識できないようなものも場合によっては地域あるいは全国レベルで見た場合には課題として指摘されることもございまして、逆に言いますと、そういったことも同様にどう受け止めるかというようなことは私どもも、あるいは各自治体の方々も検討する必要があるのではないかなというように思いますけれども、その点についていかがですか。双方向であるべきだと思います。

○矢島構成員 私もそうだと思います。双方向でやっていくものだと思います。

○佐脇審議官 ありがとうございます。

その点について、御異論のある自治体はありますか。ありがとうございました。では、そのように進めさせていただきたいと思えます。私どものやる範囲で、あるいは関係者にはそういうようなことで進めるべきだということを共有しながら進めていきたいと思えます。

○事務局（坂平） どうもありがとうございます。

それでは、進めさせていただきます。

それでは、残りの時間で今後の予定につきまして事務局の池田企画官より御説明申し上げます。

○池田企画官 本日のこれまでの懇談会での意見交換ですとか個人情報保護条例に係る実態調査の結果等を踏まえまして、事務局から委員会決定の文書でございますけれども、これは取りまとめとしてではなく、御意見をいただくという観点から御提示させていただきました。それにつきまして皆様から様々な御意見をいただいたところでございます。

今後の進め方についてでございます。先ほどからのお話にも既にございましたとおり、この検討会は当初より実務的な論点を中心に意見交換を行うこととしておりまして、その観点で構成員となられた皆様にも御参画いただいております。

一方で、今後は、この御意見なども踏まえつつ、そして、地方公共団体の御意見もよく伺いつつ、また、本日のお話にもございました双方向の形で、この懇談会というよりも別の形で意見交換の段階から具体的な検討の段階へと発展させていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

そういった観点も踏まえまして、この懇談会として継続的に意見交換を引き続き行うかという点ですけれども、我々としたしましては、どちらかと申しますと次の検討フェーズに向けてという観点で、今回をもって懇談会としては一旦休止させていただけないかなというように考えているところでございます。この点について御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（坂平） ありがとうございます。

それでは、今の御説明、御発言につきまして意見等ございましたら、お願いいたします。

○矢島構成員 茨城県五霞町、矢島です。

○事務局（坂平） 五霞町様、お願いいたします。

○矢島構成員 ちょっと聞いてよろしいですか。休止となると、もう一回再開ということもあるということでよろしいですか。

○池田企画官 個人情報保護委員会でございます。

現時点では正直申し上げて予定をしていないという状況でございます。ですので、基本的には今回で最後にしたいと考えてございます。ただ、本件、今後どういう議論になっていくか、まだ分からない状況でございますので、委員会としては大変恐縮ですが、まずは一旦休止という形でさせていただければなと思っております。ですので、現状としては再開をすることは予定していませんけれども、場合によっては、もしかするとお願いをする可能性があるといった程度で御認識いただければと考えております。

○矢島構成員 茨城県五霞町の矢島です。

ありがとうございます。

○事務局（坂平） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○佐脇審議官 懇談会自体を開催するかどうかにかかわらず、もし御希望があれば、この後、いろいろな場でこれに関連する議論が例えば政府の異なる検討会などで行われる可能性があるわけですが、そこでの状況などを場合によっては事務局から、せっかくの御縁でございますので、御参加いただいた今回のメンバーの方々に個別に御連絡するなど、そのようなことはさせていただくことは十分可能でございますし、その際にお気づきの点などインプットいただくこともできるかと思っておりますので、そういうお付き合いをさせていただけるのであれば個別に御相談したいというようには思います。

○全国知事会 すみません、全国知事会です。

○事務局（坂平） お願いします。

○全国知事会 先ほど来、今後のこの懇談会の在り方について、今、事務局から御説明ありましたけれども、当初の目的である意見交換を通じて何らかの実務的論点を取りまとめていくというようなことがあったわけですが、先ほど事務局からもお話がありましたように、この懇談会で何らかの取りまとめを行うことはもう想定していないのだということであれば、休止という形ではなくてきちんと一度ここでこの懇談会自体を閉じるというのも一つの考え方ではないかなと思います。

以上です。

○池田企画官 皆様、いかがでしょうか。今、御提案がございました休止という言わば中途の形ではなくて、もう閉じてはどうかという御意見をいただいたところでございます。この点について御異論ございましたら、よろしく願いいたします。

○猪俣構成員 東京都です。

○事務局（坂平） お願いします。

○猪俣構成員 今、全国知事会の方からもお話があったのですけれども、何らかに取りまとめるということでないのであれば、私ももう閉じてもよろしいのかなというように思います。ただ、それぞれ自治体の事情もあろうかと思っておりますので、またこれとは違う場面で調整等を行っていただければと思いますので、私も閉じることにについて異論はございません。

以上でございます。

○事務局（坂平） ありがとうございます。

○池田企画官 ありがとうございます。

ほかの団体様も特に閉じることにについて御異論ございませんでしょうか。

○矢島構成員 茨城県五霞町、矢島です。

はい。ございません。

○池田企画官 ありがとうございます。

恐らくほかの団体様も御異議ないものと認めますので、先ほど事務局から提案させていただいた一旦休止という形ではなくて、今回で最後という形にさせていただければというように考えてございます。

先ほども佐脇からも申し上げましたけれども、この懇談会の資料については第1回目の

際に基本全て公開させていただくという形にさせていただいてございます。ですので、本日の懇談会の配付資料につきましても準備が整い次第、当委員会のホームページに公表させていただきたいと思います。

また、これも先ほど御議論があった項目でございますけれども、今回、懇談会を終了するということになりました。今回の懇談会やこれまでの検討の結果につきまして対外的に問われた場合の対応というのがございます。その点につきましては、今日お示しした資料、そして、今日いただいた御意見、それぞれをつまびらかな形でお示しをするというような形、要は基本的には今日の資料というのは取りまとめといった形にならないように、誤解を受けないような形で外に出させていただく、そういった点について、御了承いただけますでしょうか。

今後、個人情報保護委員会も様々な場でこの議論の状況についてお示ししていく必要があります、その中でこれがどういう形でどうなったかということについて御説明をする必要があるという状況でございます。その点につきまして、当委員会としては誤解がないような形、このペーパーが取りまとめた形ではないものということをはっきり分かるような形でお示し、それと併せて、こういう御議論があったということもお示しをしていきたいというように考えております。この点につきまして御異論がありましたらよろしくお願いいたします。

○事務局（坂平）　いかがでしょうか。

お願いします。

○全国知事会　すみません、繰り返しになりますけれども、あくまでも個人情報保護委員会が取りまとめた論点ということで、ここの懇談会とは基本的には関係していない、取りまとめたものではないということで、しっかりそこは取扱いをお願いしたいと思います。

以上です。

○池田企画官　御発言ありがとうございました。正確に申し上げますと、我々としても、この懇談会と全く関係していないとは正直思っておりません。懇談会で御提示させていただいて、その上で御議論があったものであります。ただ、我々としても、これについてこれで取りまとめたというように全く認識をしていないという点については、共有しておりますので、そういったことを誤解がないような形で外に示していきたいというように考えております。その点において御懸念の点は当たらないかなと思っておりますけれども、御異論ございますでしょうか。

○全国知事会　知事会です。すみません。

議論をしたと言っても、今日、ここでいきなり示されて、その内容について幾つか意見がありましかれども、深い議論をしているというようにはとても思えませんので、その辺りはしっかりと対外的に説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○事務局（坂平）　ありがとうございます。

○佐脇審議官　承知いたしました。この議論というのは恐らくまだこれからの議論だというように我々も認識をしてございます。ですので、これでもって何かが取りまとめられたというように我々も到底思っているところではございません。その点において今の御指摘というのは全く我々の認識と共通しております。その意味においても、今後、我々の発信においても留意してまいりたいと考えております。

○事務局（坂平）　ありがとうございます。

それでは、本日の議題につきましては以上となります。

○青山総務課長　個人情報保護委員会の青山です。これまで懇談会に御参加いただきまして、いろいろと御意見頂戴しまして、ありがとうございました。実情ですとか皆さん方の御意見を聞く貴重な機会になったと思います。今後、また検討は続いてまいりますけれども、今日いただいた御指摘を踏まえながら、地方公共団体の皆さんの意見を聞いて丁寧に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。これまでありがとうございました。

○事務局（坂平）　ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の懇談会を閉会いたします。どうもありがとうございました。